

議案第 39 号

令和元年度

名取市一般会計補正予算

(第 9 号)

名取市

令和元年度名取市一般会計補正予算  
(第 9 号)

令和元年度名取市の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ996,507千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,334,571千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和2年3月23日提出

名取市長 山田 司郎

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		千円 5,124,514	千円 871,708	千円 5,996,222
	2 国庫補助金	1,608,222	871,708	2,479,930
15 県支出金		2,391,321	10,883	2,402,204
	2 県補助金	869,034	10,883	879,917
18 繰入金		8,693,938	29,716	8,723,654
	2 基金繰入金	8,197,353	29,716	8,227,069
21 市債		2,636,800	84,200	2,721,000
	1 市債	2,636,800	84,200	2,721,000
歳 入 合 計		41,338,064	996,507	42,334,571

# 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 4,323,447	千円 743,218	千円 5,066,665
	1 総務管理費	3,689,403	743,218	4,432,621
3 民生費		11,193,450	53,638	11,247,088
	1 社会福祉費	3,107,753	0	3,107,753
	3 児童福祉費	5,897,523	53,638	5,951,161
4 衛生費		3,037,904	1,500	3,039,404
	1 保健衛生費	1,206,861	1,500	1,208,361
7 商工費		1,321,237	30,000	1,351,237
	1 商工費	1,321,237	30,000	1,351,237
9 消防費		1,084,217	700	1,084,917
	1 消防費	1,084,217	700	1,084,917
10 教育費		4,269,401	167,451	4,436,852
	1 教育総務費	304,994	0	304,994
	2 小学校費	648,370	110,000	758,370
	3 中学校費	562,822	51,000	613,822
	4 義務教育学校費	120,462	6,000	126,462
	5 社会教育費	1,138,124	451	1,138,575
歳 出 合 計		41,338,064	996,507	42,334,571

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

(追 加)

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
第3款 民生費	第3項 児童福祉費	子ども・子育て支援事業	3,500
		保育所管理運営事業	3,500
		私立認可保育所運営事業	10,000
		認定こども園運営事業(2号・3号認定)	2,000
		地域型保育事業運営事業	10,500
		幼児教育振興事業	500
		認定こども園運営事業(1号認定)	1,000
第4款 衛生費	第1項 保健衛生費	母子保健事業	1,500
第7款 商工費	第1項 商工費	中小企業支援事業	30,000
第8款 土木費	第7項 復興まちづくり事業費	式典会場設営業務委託料	400
		防災集団移転促進事業(関上地区)	32,892
第9款 消防費	第1項 消防費	救急・救助事務	700
第10款 教育費	第2項 小学校費	情報通信ネットワーク環境整備事業	110,000
	第3項 中学校費	情報通信ネットワーク環境整備事業	51,000
	第4項 義務教育学校費	情報通信ネットワーク環境整備事業	6,000

(変 更)

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
第3款 民生費	第3項 児童福祉費	児童センター管理運営事業	18,400	23,900

第 3 表 地 方 債 補 正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
義務教育学校施設整備事業	3,100	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えすることができる。

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
小 学 校 施 設 整 備 事 業	5,500	60,700
中 学 校 施 設 整 備 事 業	5,500	31,400